

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十八年度地籍調査事業計画の変更……………
- ……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定（六件）……………
- ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定の一部解除……………
- ……（同）…九
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………
- ……（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…
- 保安林の指定施業要件の変更……………
- ……（産業労働局農林水産部森林課）…
- 特定非営利活動法人の仮認定……………
- ……（生活文化局都民生活部管理法課）…
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………
- ……（都市整備局多摩
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…
- 東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………

告示

……（東京都職員共済組合）…二

●東京都告示第千二百七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により定めた平成二十八年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおり調査地域を追加したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

調査を行う者

調 査 地 域

調査期間

葛飾区
葛飾区堀切六丁目、亀有一丁目ほか、青戸八丁目、西亀有一丁目ほか及び西亀有三丁目
平成二十八
年四月一日
から平成二
十九年三月
三十一日まで

●東京都告示第千二百八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 被処分者

(一) 商号 株式会社エストレード

(二) 代表者氏名 代表取締役 小林 伸行

(三) 主たる事務 港区六本木七丁目四番一号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三二二九号

(五) 免許年月日 平成二十三年七月一日

二 処分年月日 平成二十八年六月二十四日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第千二百九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区四つ木

一丁目、同区立石二丁目及び同区立石三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合

物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第千二百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月四日

東京都知事代理

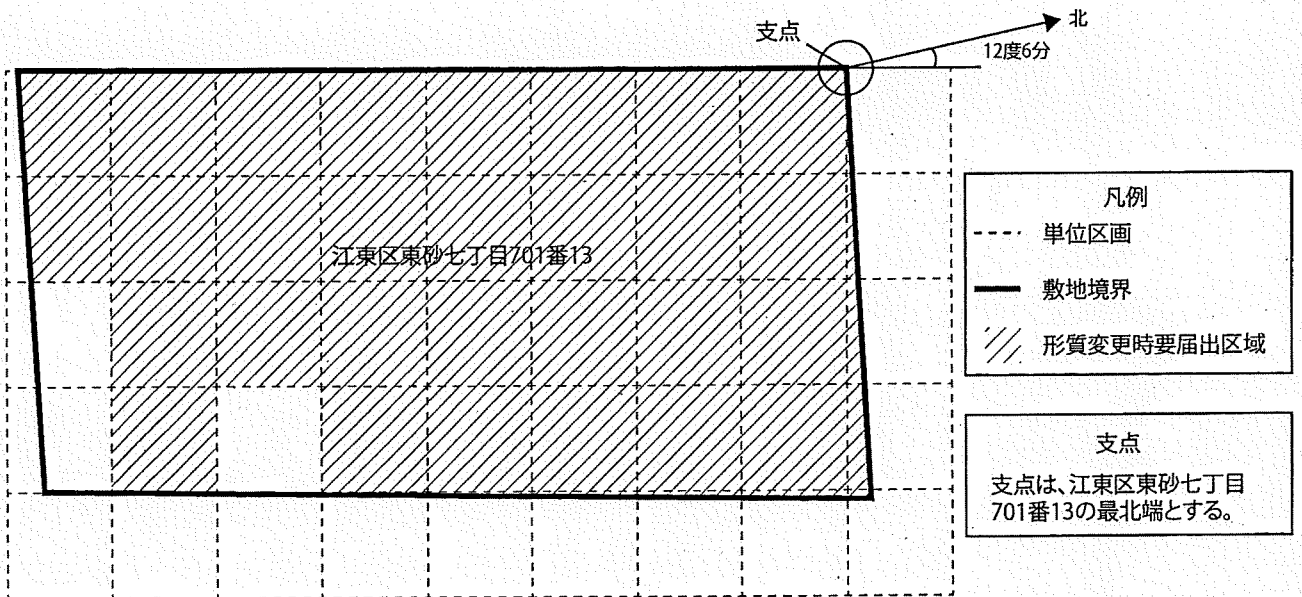
副知事 安藤立美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東砂七丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



格子の回転角度(12度6分)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。